

防整施（事）第148号
2 8 . 3 . 3 1

大臣官房長
整備計画局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用することとされたので通達する。

なお、建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について（防整施（事）第9号。27.10.1）は平成28年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領

第1 趣旨

この要領は、建設工事等における入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するための手続に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 技術業務 建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。
- (3) 建設工事等 建設工事及び技術業務をいう。
- (4) 協定等対象工事等 1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の建設工事等及び公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画運用指針（平成8年6月17日事務次官等申合せ）記4の対象となる技術業務をいう。
- (5) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (6) 苦情対応者 建設工事等に係る入札等の手続を行った契約担当官等又は工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31。以下「指名停止等措置要領」という。）に規定する指名停止、警告若しくは注意の措置を行った地方防衛局長等（地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。））をいう。
- (7) 入札説明書等 入札説明書、業務説明書又は技術提案書提出要請書をいう。
- (8) 防衛省発注機関 契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。
- (9) 休日 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。

第3 苦情処理の対象

- 1 苦情処理の対象となる建設工事等は、付表に掲げるとおりとする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの、予定価格が250万円を超えない建設工事及び予定価格が100万円を超えない技術業務を除く。
- 2 協定等対象工事等については、政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意するものとする。
- 3 指名停止等措置要領による指名停止等の措置については、苦情処理の対象とするものとする。

第4 苦情申立て

1 苦情申立てができる者及びその方法

苦情の申立てができる者は、付表に掲げるとおりとし、その申立ては、苦情対応者に対し、同表に掲げる期間内に、付表の1の項から7の項までに掲げる申立てにあっては、申立者の商号又は名称及び住所、申立ての対象となる建設工事等、不服のある事項、不服の根拠となる事項並びに申立年月日を、付表の8の項に掲げる申立てにあっては、申立者の商号又は名称及び住所、申立てに係る措置、申立ての趣旨及び理由並びに申立年月日を記載した書面（様式自由）により行わなければならないものとする。

2 苦情申立てへの回答

- (1) 苦情対応者は、苦情の申立てがあった場合は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、付表の4の項の(2)及び同表の5の項の(1)に掲げる苦情にあっては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日以内とし、付表の8の項に掲げる苦情にあっては、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、苦情対応者は、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、当該期間を延長することができるものとする。

3 苦情申立ての却下

- (1) 苦情対応者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。
- (2) 苦情対応者は、苦情の申立期間の徒過があった場合であっても正当な理由があると認められるときは、当該申立てを受理することができるものとする。

4 苦情申立てについての教示等

苦情対応者は、第3第1項に規定する建設工事等に係る入札等の手続又は第3第3項に規定する指名停止、警告若しくは注意の措置を行うに当たっては、苦情の申立てが行える旨及びその手続について、次の方法により相手方に教示等しなければならないものとする。

- (1) 入札説明書等又は指名停止通知書（指名停止期間又は対象区域を変更する通知を含む。）への記載
- (2) 付表の2の項に掲げる非指名通知又は同表の4の項若しくは5の項に掲げる非選定通知若しくは非特定通知への記載
- (3) 防衛省発注機関における掲示

5 苦情処理結果の公表

苦情対応者は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面（電子入札システムにより提出されたものを含む。）及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

第5 再苦情申立て

1 再苦情申立てができる者

回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者

2 再苦情申立ての方法等

- (1) 再苦情の申立ては、苦情対応者から回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由）により苦情対応者に対して行うものとする。

ただし、付表の8の項に掲げる再苦情の申立てにあっては、その理由が、指名停止による場合は当該指名停止の期間内（回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）に、警告又は注意による場合は回答の翌日から起算して2週間以内に書面により回答するものとする。

- (2) 苦情対応者は、再苦情の申立てがあった場合は、速やかに、地方防衛局（当該防衛省発注機関が地方防衛局以外の場合にあっては、当該防衛省発注機関の所在地を管轄する地方防衛局）に置かれる入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

3 再苦情申立てへの回答

苦情対応者は、再苦情の申立てに対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは、その旨及び理由を、申立てを認めたときは、その旨及びこれに伴い苦情対応者が講じようとしている措置の概要を回答書に記載するものとする。

4 再苦情申立ての却下

- (1) 苦情対応者は、申立て期間の徒過その他客觀的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

- (2) 苦情対応者は、再苦情の申立て期間の徒過があった場合であっても正当な理由があると認められるときは、当該申立てを受理することができるもの

とする。

5 再苦情申立てについての教示等

苦情対応者は、第3第1項に規定する建設工事等に係る入札等手続又は第3第3項に規定する指名停止、警告若しくは注意の措置を行うに当たっては、再苦情申立てが行える旨及びその手続について、次の方法により相手方に教示等しなければならないものとする。

- (1) 入札説明書等への記載
- (2) 回答書への記載

6 再苦情処理結果の公表

苦情対応者は、再苦情申立て者に回答を行ったときは、再苦情申立て者の提出した書面及び第3項に規定する回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

第6 その他

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、整備計画局長が定めるものとする。